

令和6年度 第1回
市町水道担当課長会議

兵庫県保健医療部生活衛生課

水道法国交省移管について

改正の趣旨

生活衛生等関係行政の機能強化を図るため、食品衛生法による食品衛生基準に関する権限を厚生労働大臣から内閣総理大臣に、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するとともに、関係審議会の新設及び所掌事務の見直しを行う。

改正の概要

1. 食品衛生基準行政の機能強化【食品衛生法】

- ① 食品等の規格基準の策定その他の食品衛生基準行政に関する事務について、科学的知見に基づきつつ、食品の安全性の確保を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する事項の総合調整等に係る事務と一体的に行う観点から、厚生労働大臣から内閣総理大臣（消費者庁）に移管する。
- ② 薬事・食品衛生審議会の調査審議事項のうち、食品衛生法の規定によりその権限に属せられた事項であって厚生労働大臣が引き続き事務を行うもの（食品衛生監視行政）に関しては、厚生科学審議会に移管する。

2. 水道整備・管理行政の機能強化【水道法、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、社会資本整備重点計画法】

- ① 水道に関する水質基準の策定その他の水道整備・管理行政であって水質又は衛生に関する事務について、環境の保全としての公衆衛生の向上及び増進に関する専門的な知見等を活用する観点から、厚生労働大臣から環境大臣に移管する。
- ② 水道整備・管理行政であって①に掲げる事務以外の事務について、社会資本の総合的な整備に関する知見等の活用による水道の基盤の強化等の観点から、厚生労働大臣から国土交通大臣に移管するとともに、当該事務の一部を国土交通省地方整備局長又は北海道開発局長に委任できることとする。
- ③ 災害対応の強化や他の社会資本と一体となった効率的かつ計画的な整備等を促進するため、水道を、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法及び社会資本整備重点計画法の対象施設に加える。

3. 所掌事務等の見直し【厚生労働省設置法、国土交通省設置法、環境省設置法、消費者庁及び消費者委員会設置法】

- ① 厚生労働省、国土交通省、環境省及び消費者庁の所掌事務並びに関係審議会の調査審議事項に係る規定について所要の見直しを行う。
- ② 国土交通省地方整備局及び北海道開発局の業務規定の整備を行う。
- ③ 食品等の規格基準の策定その他の食品衛生基準行政に関する事務の調査審議を行う審議会（食品衛生基準審議会）を消費者庁に設置する。

施行期日

令和6年4月1日

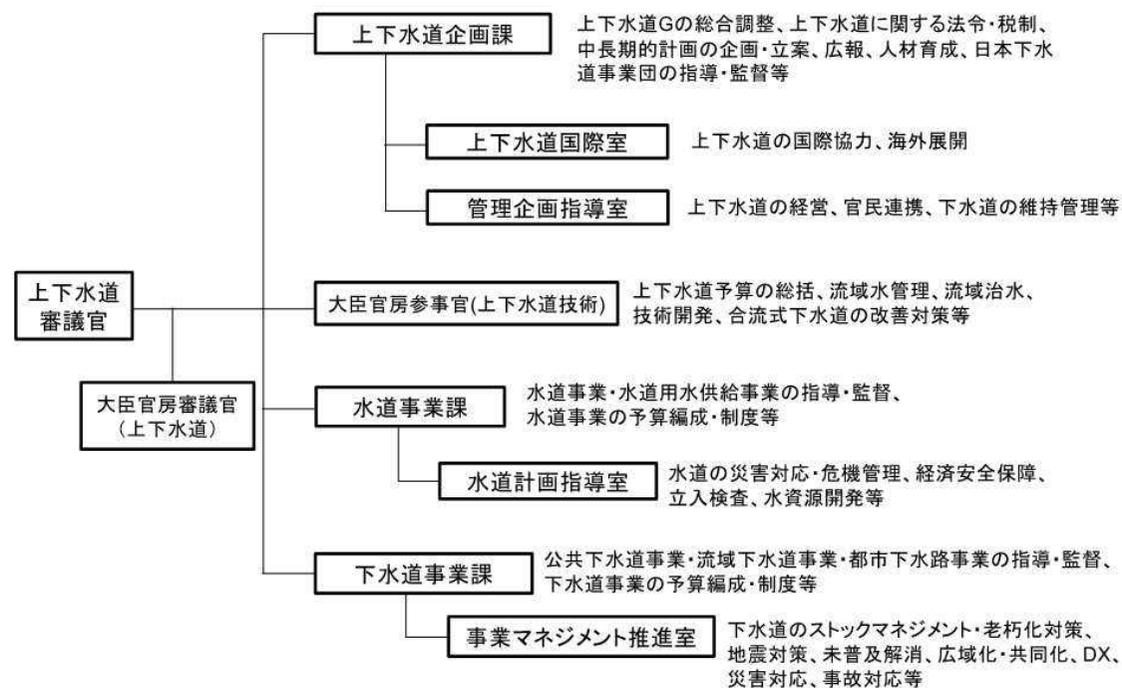
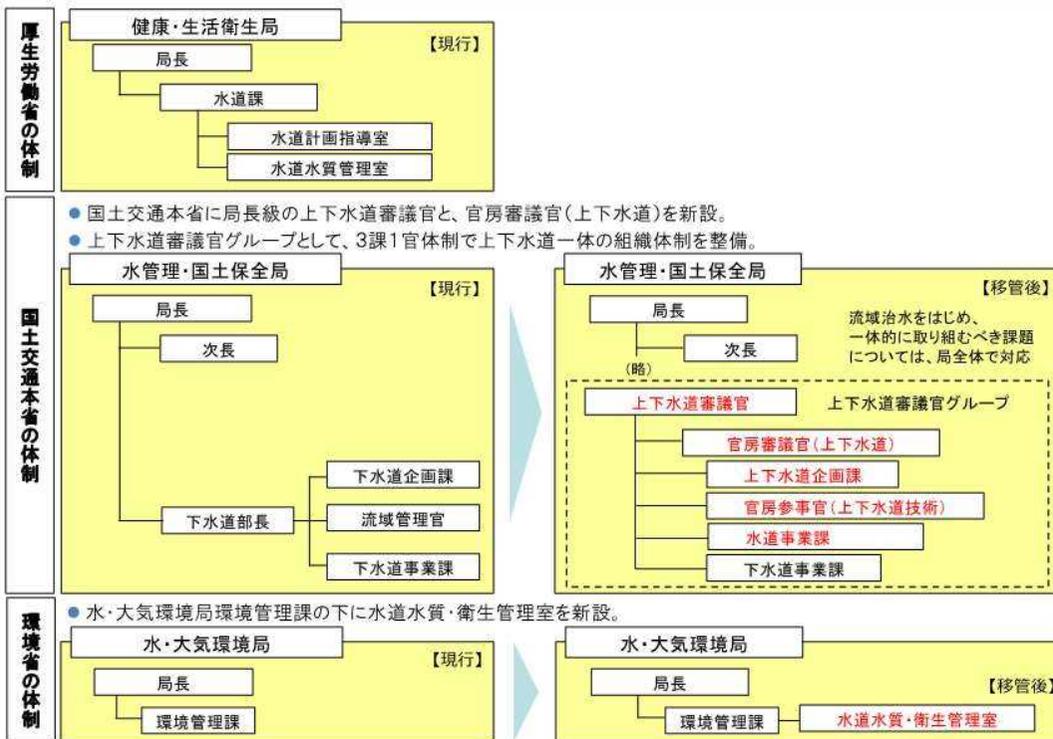
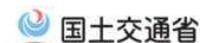
水道整備・管理行政の体制について

1. 水道整備・管理行政の移管

水道整備・管理行政の体制①

国土 1. 水道整備・管理行政の移管

国土交通省における水道行政移管後の組織体制(上下水道G)



水道整備・管理行政の体制について

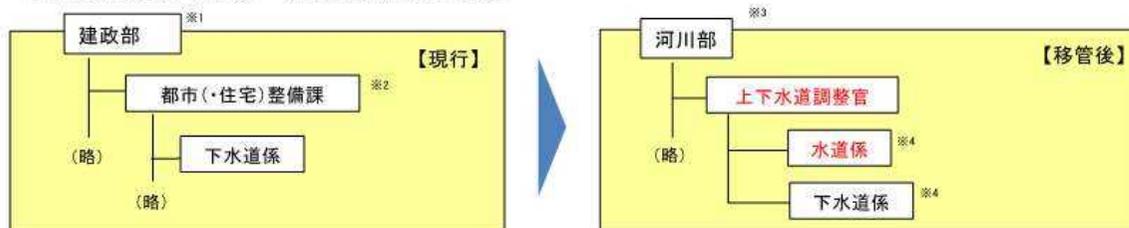
1. 水道整備・管理行政の移管



水道整備・管理行政の体制②

2. 地方整備局及び北海道開発局における体制

- 地方整備局では、河川部に上下水道調整官や水道係等を新設するとともに、建政部が所管する下水道行政を河川部に移管し、上下水道一体の組織体制を整備。



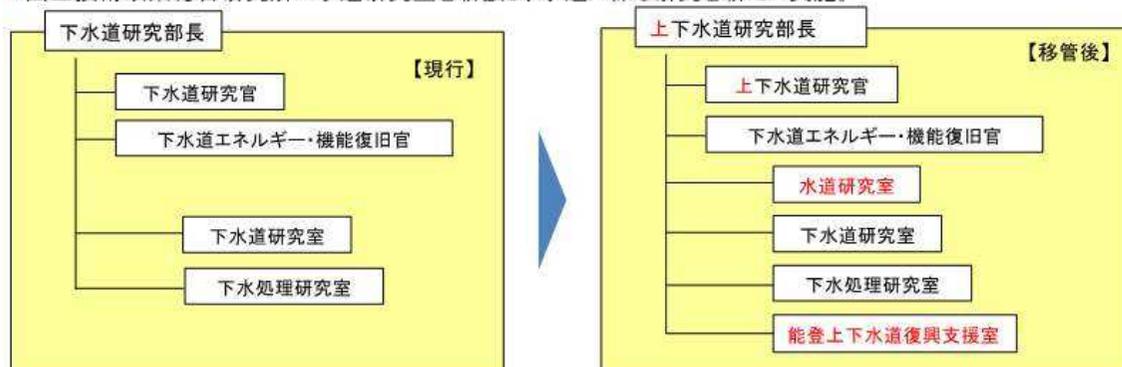
※1.2.3 北海道開発局ではそれぞれ事業振興部、都市住宅課、建設部

※4 地方整備局では水道係、下水道係は地域河川課に所属

北海道開発局では上下水道調整官、水道係、下水道係地方整備課に所属

3. 国土技術政策総合研究所における体制

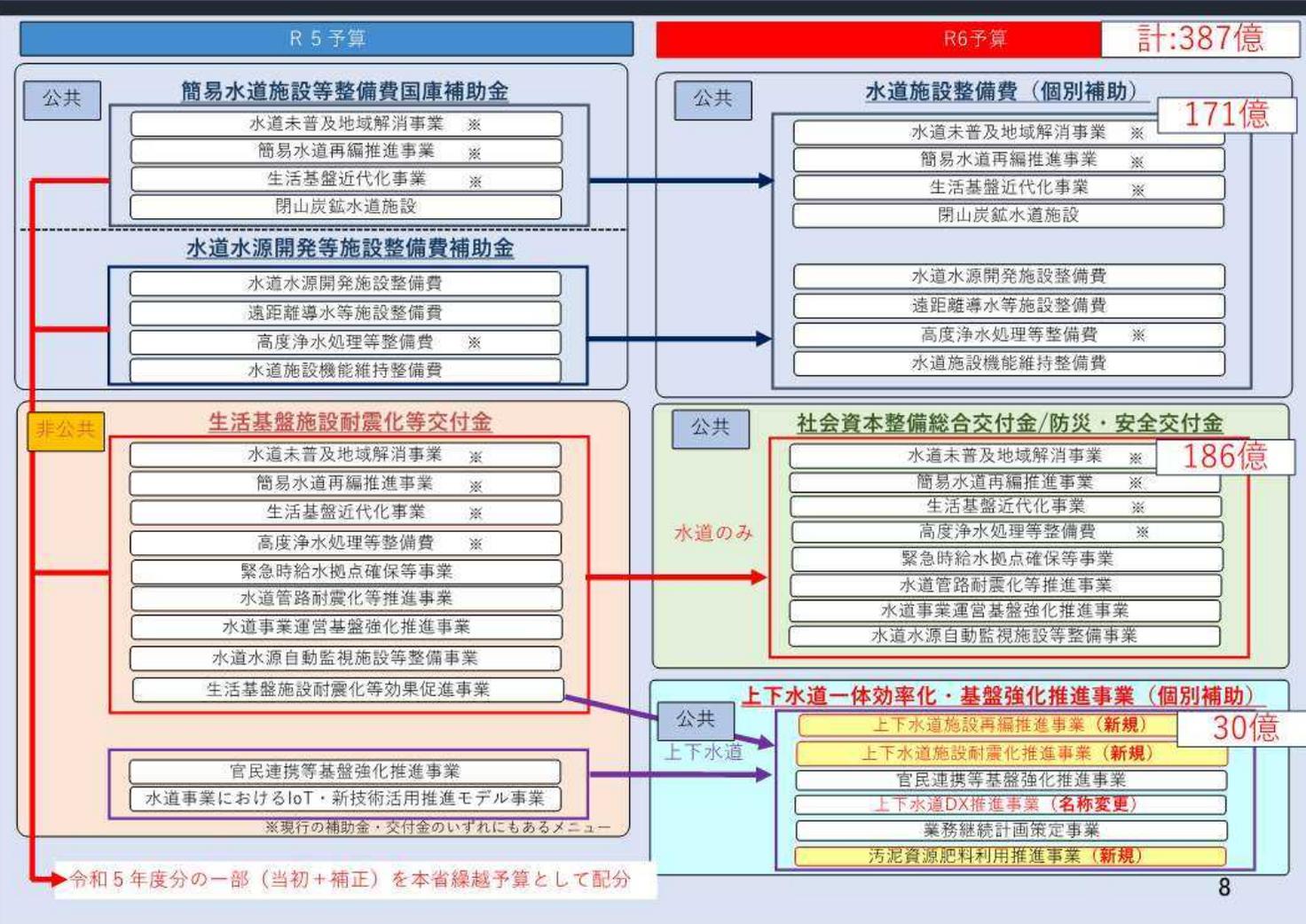
- 国土技術政策総合研究所に水道研究室を新設し、水道に係る研究を新たに実施。



※3 国立保健医療科学院の水道関係の組織は、当面の間、引き続き科学院に存置

国庫補助制度の改正

令和6年度 水道事業予算（全国）



水道災害復旧事業について（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法への移行）

負担法対象後の主な変更点

- 補助率（負担法では国庫負担率）が上がります。
基本率 $1/2$ → $2/3$ 以上（北海道、沖縄及び離島は、 $8/10$ 以上）
※激甚災害により生じた災害復旧事業については、災害復旧事業費の大きさによりさらに嵩上げ
- 補助対象となる 災害復旧事業の下限額が変更 になります。
- 災害査定の実施方法等について、以下の点が変わります。
 - ・ 査定設計書の作成は、一箇所工事ごと
 - ・ 机上査定となる対象箇所が、2百万円未満から1千万円未満の工事に拡大
 - ・ 保留となる対象が、1億円未満から4億円未満の工事に拡大
- 申請時の設計単価及び歩掛は、国土交通大臣に協議し同意を得た単価を使用することになります。
- 国庫負担金の交付について、以下の点が変わります。
 - ・ 災害復旧事業の進捗状況により、3カ年度で国庫負担金を交付。
 - ・ 国庫負担金の交付は、災害発生前ごとに一括交付。
 - ・ 営繕費、工事雑費及び事務費は、国庫負担対象外経費。
- 法律の規定により、市町村の国庫負担申請とりまとめ等の事務を都道府県知事が行うことになります。

行政移管後の事務手続き

行政移管後の事務手続き（地方整備局で処理する事務）

- ・ 水道基盤強化計画の報告（法第五条の三第八項（同条第十項において準用する場合を含む。））
- ・ **給水開始前届**（法第十三条第一項（法第三十一条において準用する場合を含む。））
- ・ 給水開始前届の環境大臣への通知（第四十五条の四第三項）
- ・ **料金の変更の届出**（法第十四条第五項）
- ・ **業務の委託の届出**（法第二十四条の三第二項（法第三十一条において準用する場合を含む。））
- ・ 国の設置する専用水道に係る給水開始前の届出（法第三十四条第一項において準用する法第十三条第一項）
- ・ 国の設置する専用水道に係る給水開始前の届出の環境大臣への通知（第四十五条の四第三項）
- ・ 国の設置する専用水道に係る業務の委託の届出（法第三十四条第一項において準用する法第二十四条の三第二項）

上記については、水道法施行規則第五十八条において、国土交通大臣の権限が**地方整備局長**及び北海道開発局長に**委任**されているため、届出書類の左肩に記載する届出先は**地方整備局長名**となります。

- 第五十八条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。
- 一 法第五条の三第八項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定による水道基盤強化計画の報告を受理すること。
 - 二 法第十三条第一項（法第三十一条において準用する場合を含む。）の規定による**給水開始前の届出を受理し**、及び法第四十五条の四第三項の規定により環境大臣に通知すること。
 - 三 法第十四条第五項の規定による**料金の変更の届出を受理**すること。
 - 四 法第二十四条の三第二項（法第三十一条において準用する場合を含む。）の規定による**業務の委託の届出及び委託に係る契約が効力を失ったときの届出を受理**すること。
 - 五 国の設置する専用水道に係る法第三十四条第一項において準用する法第十三条第一項の規定による給水開始前の届出を受理し、及び法第四十五条の四第三項の規定により環境大臣に通知すること。
 - 六 国の設置する専用水道に係る法第三十四条第一項において準用する法第二十四条の三第二項の規定による業務の委託の届出及び委託に係る契約が効力を失ったときの届出を受理すること。

行政移管後の事務手続き

行政移管後の事務手続き（地方整備局が窓口となり、本省で処理する事務）

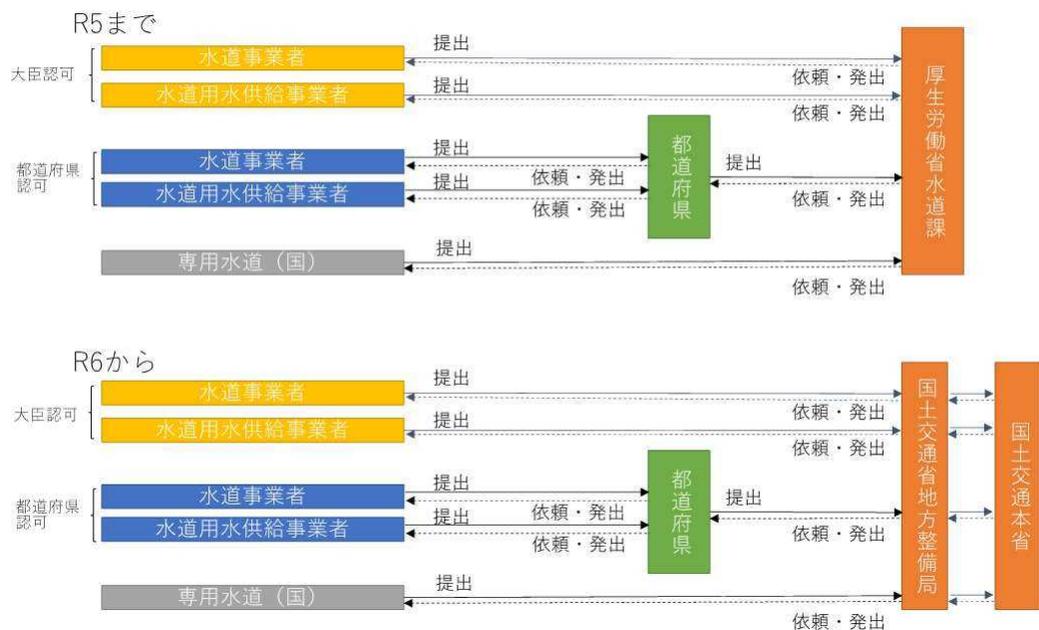
基本的には、前のページに示した事項以外の全てであるが、具体的に示すと次のとおり

- ・ 水道事業経営の認可の申請（法第六条）
- ・ 水道用水供給事業経営の認可の申請（法第二六条）
- ・ 認可の記載事項の変更の届出（法第七条第二項および法第二七条第二項）
- ・ 水道事業認可の変更・軽微な変更の届出（法第十条）
- ・ 水道用水供給事業認可の変更・軽微な変更の届出（法第三十条）
- ・ 国の設置する専用水道の布設工事の届出（法第五十条第二項）
- ・ 国の設置する専用水道の記載事項の変更の届出（法第五十条第三項）

これらの申請・届出先は、法文上すべて「国土交通大臣に提出～」 「国土交通大臣に届け出から」となっているため、提出先は**国土交通大臣名**となります。

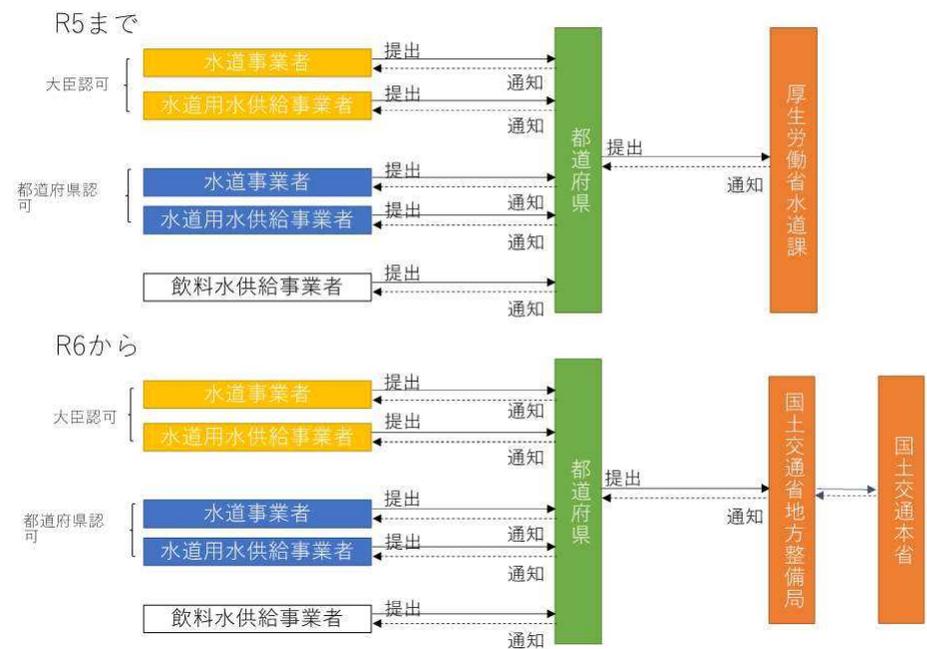
行政移管後の事務手続き

通知発出、アンケート調査業務等の対応フロー



13

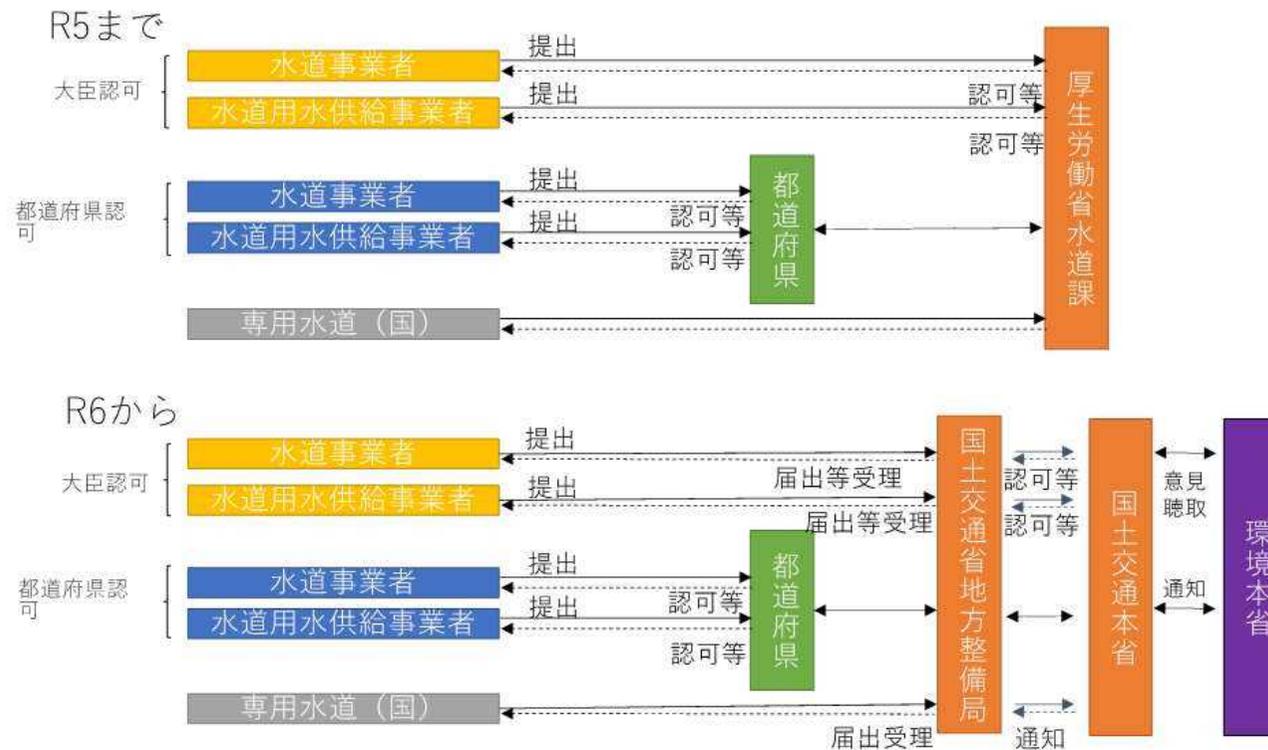
予算業務の対応フロー



14

行政移管後の事務手続き

認可、届出業務等のフロー



事故等に関する情報提供

移管後（R6年度～）

別添2様式にて報告のこと

2. 渇水による断減水が発生した場合の情報提供依頼



(水道事業者等が情報提供する場合)
・ 渇水による断減水等が生じた場合

水道渇水対策連絡会
(設置条件(内規))
・ 都道府県及び政令指定都市において水道に関わる渇水対策本部等が設定され、それが1地方に2県以上に及ぶ場合
・ その他必要と判断した場合
(組織)
・ 国土交通省水道事業課、地方整備局水道係等、日本水道協会、(水道)渇水対策本部等を設置した都道府県及び政令指定都市

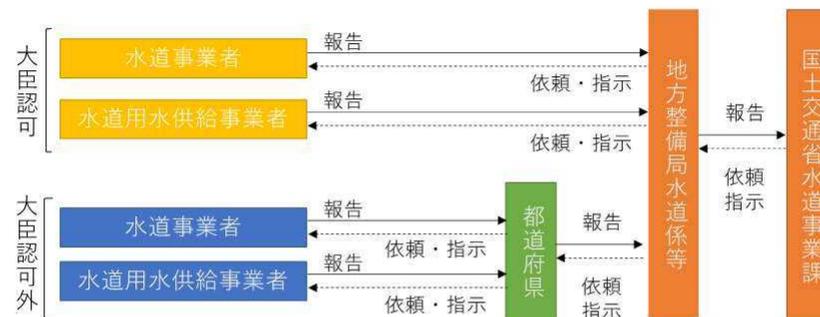
国土交通省渇水対策本部
(設置条件(内規))
渇水対策を推進するため特別の必要があると認めた場合
(組織)
(本部長)大臣、(副本部長)事務次官、(本部長)各局長級

移管後（R6年度～）

別添3様式にて報告のこと

3. 事故等に関する情報提供依頼

※R6年度よりタイトル修正。断減水被害が生じていなくても、社会的な影響が大きい事故等は情報提供依頼対象のため。



(水道事業者等が情報提供する場合)

- ・ 老朽化や道路工事等に伴い配水管の破損事故による断減水等の被害。ただし、断減水等の影響世帯数が100戸を超えるもの
- ・ 水道施設の障害(例: 機器故障、機器操作ミス、停電、施設の破壊行為)等による断減水等の被害。
- ・ 断減水被害が生じていなくても、社会的な影響が大きい事故等(例えば、道路陥没による通行止め、浄水場からの薬品流出事故※、敷設工事中のガス管損傷事故等で社会的な影響が大きいもの)
- ・ 断減水被害が生じていなくても、給水装置に係る重大な事故(クロスコネクション、水道水を汚染する恐れのある給水用具からの逆流事故、その他社会的な影響が大きい給水装置異常事例等)

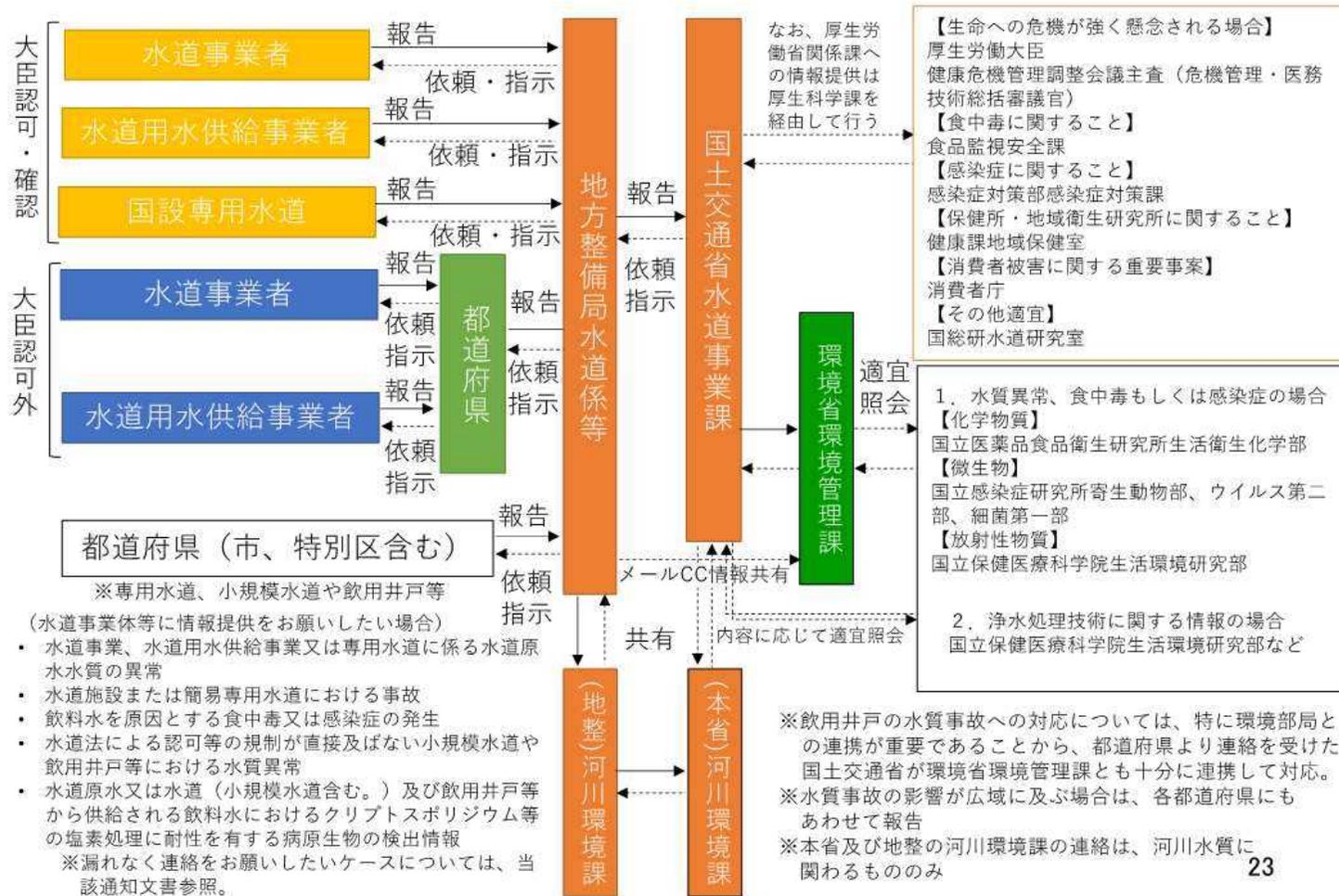
※水道係等は必要に応じて河川環境課等に情報共有を行う

事故等に関する情報提供

移管後（R6年度～）

別添4様式にて報告のこと

4. 健康に影響を及ぼす（おそれのある）水質事故の発生が確認された場合の情報提供依頼

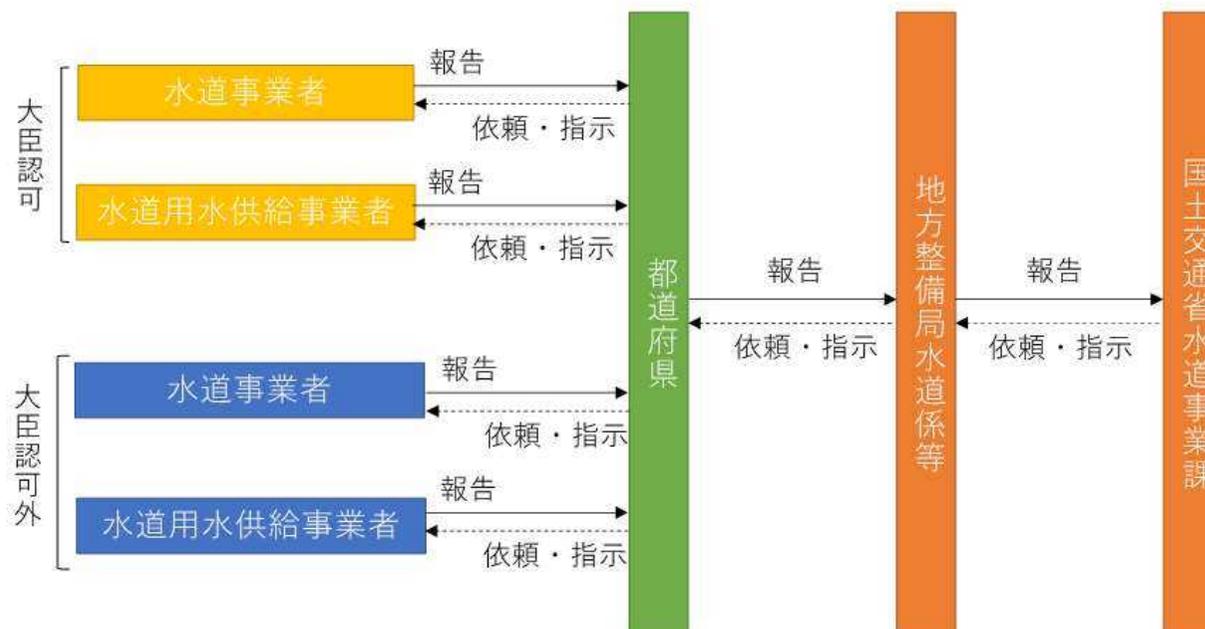


自然災害時の対応について

移管後（R6年度～）

別添1 様式にて報告のこと

1. 自然災害による断減水等水道施設への被害が確認された場合の情報提供依頼



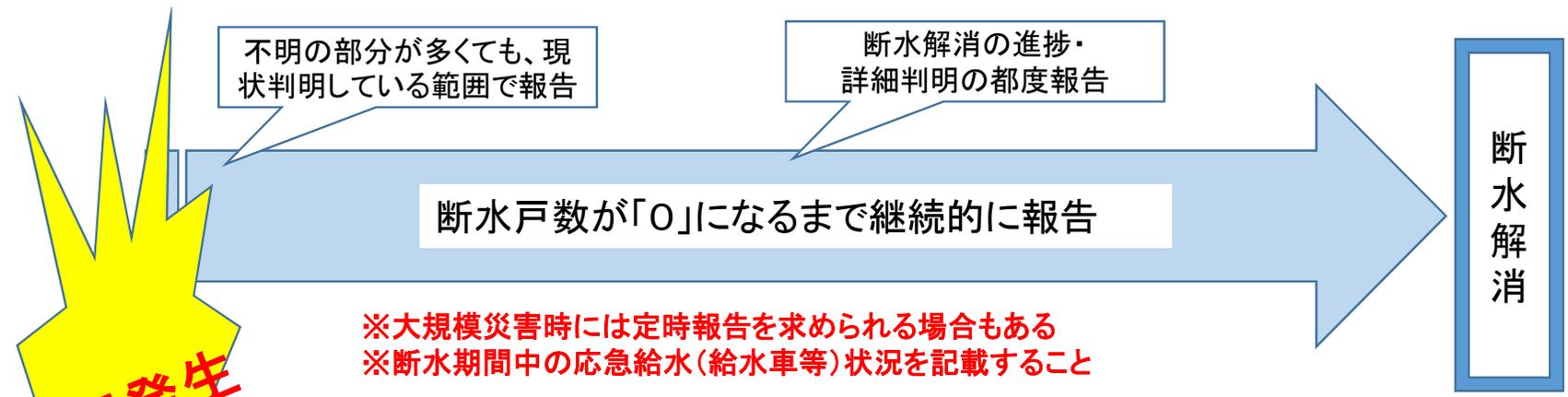
（水道事業者等が情報提供する場合）

- ・地震により断水等の被害が生じた場合（地震により管内に震度5弱以上の地域がある都道府県は、水道施設への被害がない場合もその旨御報告をお願いします）
- ・豪雨により断水等の被害が生じた場合
- ・その他の自然災害（大雪、落雷に伴う停電、火山噴火等）により断水等の被害が生じた場合
- ・なお、飲料水供給施設や組合営等の公営以外の水道事業の断水状況についても、被害情報の把握に努め、被害を確認した場合は、各都道府県よりあわせて報告

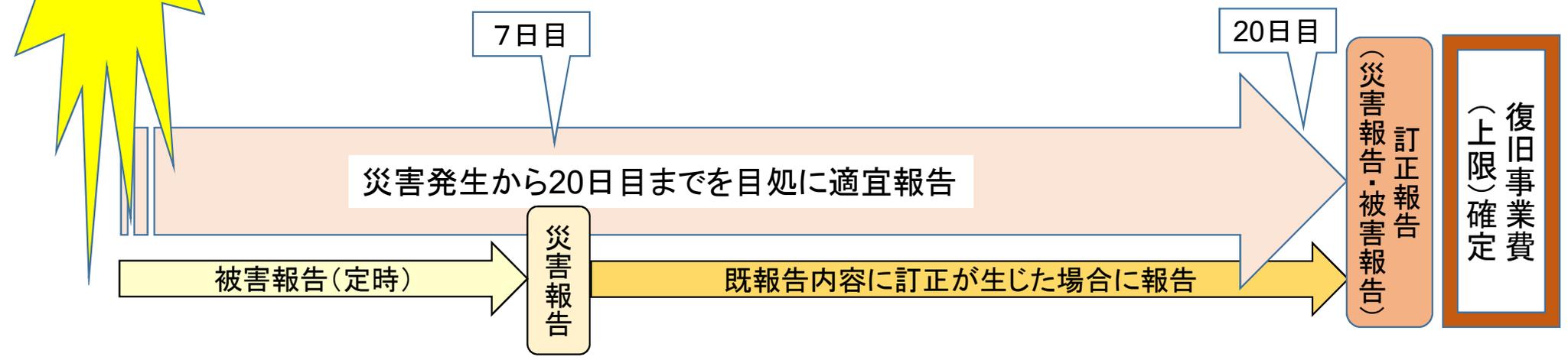
17

自然災害時の対応について

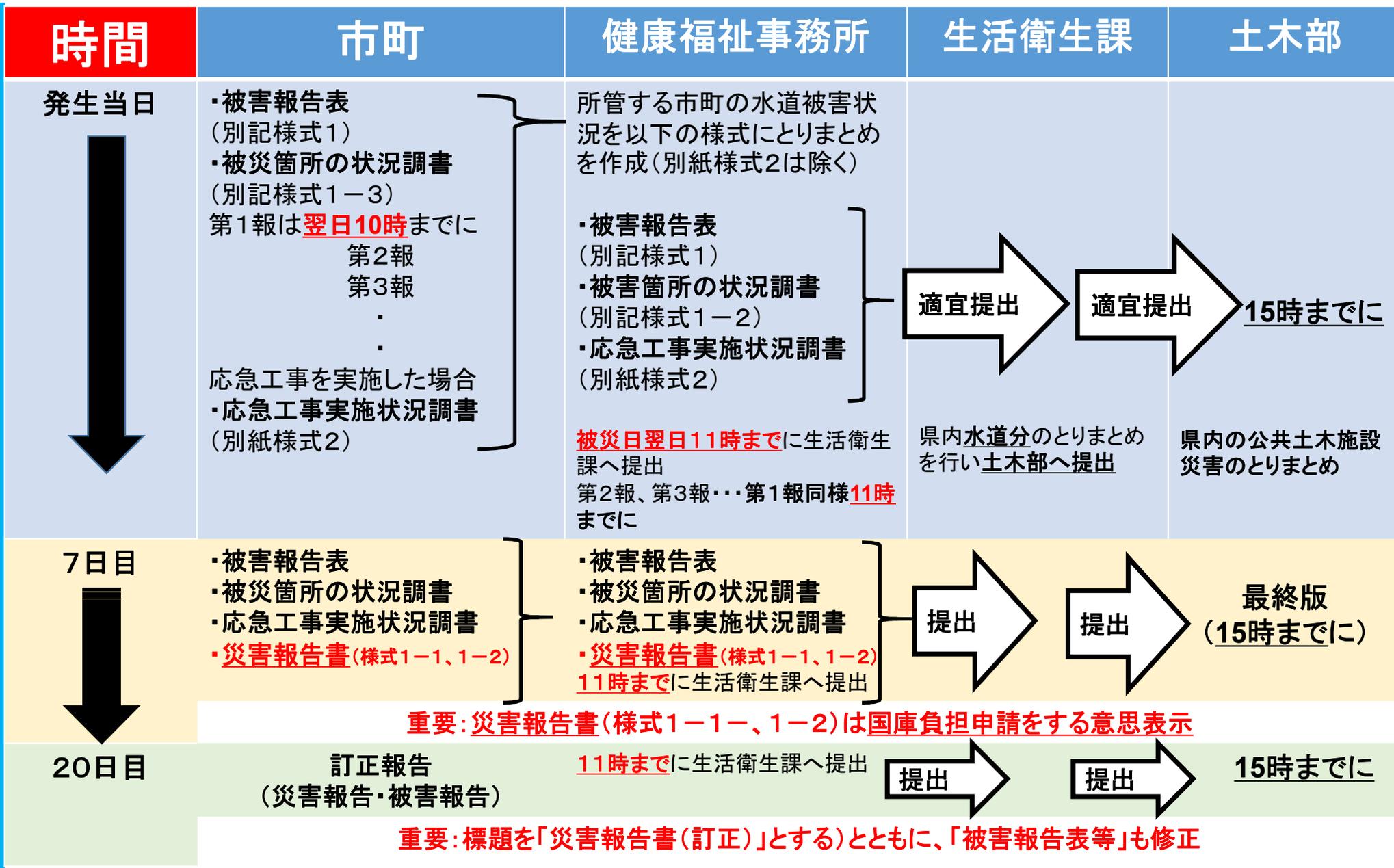
水道被害状況報告 : 災害により発生した断水被害等の状況を確認するもの



被害報告・災害報告 : 災害復旧補助事業の洗い出し、及び金額の大枠を固めるもの



災害報告・被害報告タイムライン



市町経営ヒアリングについて

事業の目的

将来にわたって水道事業の襻をつなぐことを目的に、
各団体の経営状況や経営戦略の質向上に関するヒアリングを実施(平成30年度～)

ヒアリング対象団体の選定基準等

令和5年度：各種経営指標（経常収支比率等）及び前年度以前のヒアリング結果等から選定
14団体にヒアリングを実施

ヒアリング内容

- 経営指標の分析(類似団体との比較検証)
- 令和7年度までの必須項目(施設老朽化を踏まえた更新費用、物価上昇等の反映 など)の確認
- アセットマネジメントの状況確認、料金改定の方向性、一般会計繰入状況 等

R6年度：経営状況等に課題のある団体等を対象
決算統計・別途調査等を踏まえ対象団体を選定予定

兵庫県内水道事業ワンストップ相談窓口について

ご存じですか？

兵庫県内水道事業 「ワンストップ相談窓口」のこと

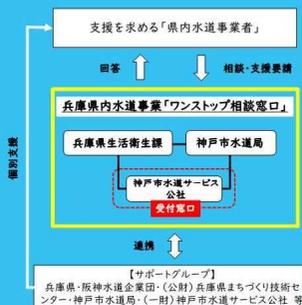
兵庫県内自治体の水道事業をサポートするため、
兵庫県と神戸市水道局は県市連携により、「ワンストップ相談窓口」を開設しました。
水道事業者のみならずがこの相談窓口を活用することで、様々な課題や悩みごとに対して、
サポートグループの知識・経験やノウハウ、事例を基にお答えし、課題解決をサポートします。

Q どんな相談ができるの？

技術だけでなく経営面のことでも対応いたします。
(相談例)
・設計や積算、工事監督に関する困りごと
・効率的な漏水調査の方法が知りたい
・公営企業会計に関すること 等

Q 費用はかかるの？

窓口相談は無料です。
ただし、現地確認など技術者の派遣等を伴うケースに応じて
有料となる場合があります。
※内容により、兵庫県の交付金事業を活用することもできます。



まずは、お気軽にご相談ください

【受付窓口】一般財団法人神戸市水道サービス公社 TEL 078-733-5197
E-mail: soudan@kwsc.jp

兵庫県保健医療部生活衛生課
神戸市水道局技術企画課



兵庫県 水道 ワンストップ 検索

兵庫県内水道事業ワンストップ相談窓口

閲覧
できます!

相談・回答をデータベース化

平素より、「兵庫県内水道事業ワンストップ相談窓口」をご利用いただき誠に有難うございます。
令和3年5月の開設以来、本年4月末までに67件のご相談をいただいております。
これまでお取り扱いいたしましたご相談案件・回答事例は、他の水道事業者様におかれましても参考となるものが
多数あるため、日本水道協会兵庫県支部とも連携し、関西地方支部ホームページ内兵庫県支部ページから過
去の相談・回答を閲覧できる仕組みを構築しました。ご利用は、兵庫県内水道事業者様限定とし、登録ID・
パスワードの取得が必要となります。
※セキュリティ上の問題等により、神戸市水道サービス公社のホームページ内で運用・管理しています。

関西地方支部
ホームページ
(兵庫県支部ページ)

相談内容
説明だけでなく経営面のことでもご要望に応じて対応いたします。

掲載見本

相談内容
・附属化計画や投資計画など計画策定に関すること
・管財や施設の新築に関すること
・指定処分装置に関すること
・災害、事故時対応に関すること
・水質検査に関すること
・公営企業会計に関すること
etc...

実際に寄せられた相談内容・回答については
【一般財団法人 神戸市水道サービス公社】「お問い合わせ」よりご依頼ください。
※日本の水道協会兵庫県支部正会員様限定で、閲覧及びダウンロードが可能です。
※上記リンクをクリックして、「問い合わせフォーム」に必要事項を入力すると、
当窓口より「ログインURL」「ID・パスワード」「確認コード」が送付されます。
ログインの際、確認コードを入力し、「ワンストップ相談案件一覧」にお届けください。
※「問い合わせフォーム」は公社ホームページ共通のため、入力項目の不明点は
入力見本にてご確認ください。

※過去に実行した相談案件の閲覧およびダウンロードができます。(兵庫県内水道事業者様限定)

掲載見本

下記ボタンをクリックして、「問い合わせフォーム」に必要事項を入力すると、
当窓口より「ログインURL」「ID・パスワード」「確認コード」が送付されます。
ログインの際、確認コードを入力し、「ワンストップ相談案件一覧」にお届けください。
※「問い合わせフォーム」は公社ホームページ共通のため、入力項目の不明点は「問い合わせフォーム」にてご確認ください。

相談案件の閲覧を希望される方はこちら

問い合わせフォーム
問い合わせフォーム(入力見本)

※手続上、ログイン情報の送付には、少々お時間を要します。
得意ご理解の程お願いいたします。

<https://kwsc.jp/onestop>

神戸市
水道サービス公社
ホームページ
(ワンストップ相談窓口)

【ワンストップ相談窓口】

一般財団法人神戸市水道サービス公社 技術支援担当 (松下・川畑)

電話: 078-733-5197 FAX: 078-739-0702 E-mail: soudan@kwsc.jp

兵庫県内水道事業ワンストップ相談窓口について

ワンストップ相談窓口 取扱い案件一覧

(2024年 5月 2日現在)

番号	相談内容	相談日	備考
令和3年度(2021年度)			
1	過徴納付の取り扱い	5月 19日	★
2	GX管と既設A形管の接続、水圧試験の方法	6月 9日	
3	水道管の土被り、埋設表示テープの設置方法	8月 3日	
4	減圧弁のメーカー選定、点検・事故時の対応	8月 10日	
5	土砂災害警戒区域「イエローゾーン」内にある水道施設の対応	9月 9日	
6	ステンレス配水池の工事費積算における間接工事費の考え方	11月 9日	
7	仮設材(矢板)の日数および資料計算について	1月 7日	
8	公道部の漏水修繕範囲	2月 25日	★
9	水回り工事に関する優良業者の紹介	3月 10日	★
10	見積による設計単価の公表	3月 14日	
11	開発事前協議における改善指導	3月 22日	★
令和4年度(2022年度)			
12	工事に関する公文書公開請求への対応	4月 28日	
13	マンションの各戸検針とメーター交換	5月 20日	★
14	集中検針盤に伴う電子メーターの交換	6月 7日	★
15	配水管WEB閉塞システムと電子申請	6月 16日	★
16	配管工事資格の取り扱い	7月 6日	★
17	給水区域境界付近における給水取り扱い	7月 20日	★
18	入札参加資格における特定建設業許可	8月 17日	水道協議会 C-1
19	一般会計出資に対する納付金手続き	8月 17日	水道協議会 C-2
20	配管図の個人情報の取り扱い	8月 9日	★
21	公営企業会計における敷金の取り扱い	8月 18日	
22	民地下を通過する配水管の取り扱い	8月 29日	★
23	漏水事故被害への対応	8月 30日	★
24	給水区域の一部廃止(適正化)	9月 28日	★
25	工事現場における週休二日制の導入	10月 27日	
26	工事費積算における見積単価の公表	11月 1日	
27	小規模貯水槽水道の管理	11月 24日	★
28	新規事業者における指定の更新の取扱方針	1月 20日	★
29	指定工事店の欠格条項による指定取り消し	2月 17日	★
30	受水槽側面の非常用水栓について	2月 20日	★
31	給水装置工事の管理者承認の根拠法令	2月 27日	★

★：末端給水事業に関する相談

32	指定更新と講習会実施通知について	3月 2日	★
33	指定の失効手続きについて	3月 6日	★
34	独自の浄水システム利用による上水使用量の減少	3月 9日	★
35	水源地隣接地を残土処分場からの搬入土で盛土	3月 13日	4/7回答
令和5年度(2023年度)			
36	配水池防水塗装の10年保証について	4月 11日	
37	遠方監視制御装置の維持管理契約	4月 11日	
38	給水管の共用に伴うトラブルについて	4月 24日	★
39	メーターの過大計量について	5月 1日	空気? ★
40	水道地震対策の参考図書	5月 16日	公社単独で回答
41	インボイス制度への対応	5月 31日	
42	遠方監視制御装置のメンテナンスの入札	6月 9日	
43	プースターボンプ設置の条件	6月 12日	★
44	集合住宅のメーター交換	6月 21日	★
45	ステンレス配水池の積算方法	7月 5日	No.6と同様
46	ステンレス配水池 操作盤・水質計器の設置の積算	7月 10日	
47	公共労務単価の配管工の単価加算	7月 11日	
48	仮設水管橋の積算方法	7月 14日	
49	設計見積単価の公表について	7月 19日	No.10、No.26と同様
50	水中の黒い異物への対応	7月 28日	★
51	PFOS、PFOAへの対応	8月 10日	
52	共同給水管の所有者不明の扱い	8月 30日	★
53	給水管の整理統合工事について	9月 12日	★
54	給水装置工事主任技術者の兼任	9月 19日	★
55	配水ボリから分岐の給水管の耐震化	10月 11日	★
56	年度を超える修繕費の取り扱い	10月 13日	
57	配水管分岐部における出水不良への対応	10月 19日	★
58	水道料金等の減免	11月 22日	★
59	水量未定での分岐口径	11月 22日	★
60	分納誓約による給水停止	11月 30日	★
61	生活困難者の給水停止	11月 30日	★
62	修繕引当金の予算の表記について	1月 5日	
63	他人地を通過する給水管撤去	2月 14日	★
64	橋梁添架管の点検	2月 26日	
65	PSメータ交換対策と検漏切れ	3月 8日	★
66	不排水先行工事の見積について	3月 8日	★
令和6年度(2024年度)			
67	指定業者の法人化時の対応について	4月 8日	★

★：末端給水事業に関する相談

令和6年度第1回市町水道担当課長会議

目次

- 1 令和6年度予算措置関係について
- 2 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法について
- 3 会計実地検査について

1 令和6年度予算措置関係について

1 令和6年度予算措置関係について

令和6年度 国土交通省 交付金・補助金等予算体系

▷ 令和6年度予算（国土交通省）＋令和5年度本省繰越予算（厚生労働省繰越予算）

	予算名	交付申請	執行予定調書等(予算要求)	完了実績報告書等
令和5年度までに 交付決定済の予算	水道施設整備費補助			(都道府県) 地整水政課→水道事業課 (政令市含む市町村等) 都道府県→地整水政課→水道事業課
	生活基盤施設 耐震化等交付金			(都道府県) 地整水政課→水道事業課
令和5年度 本省繰越予算	水道施設整備費補助	(都道府県) 地整水政課→水道事業課 (政令市含む市町村等) 都道府県→地整水政課→水道事業課		(都道府県) 地整水政課→水道事業課 (政令市含む市町村等) 都道府県→地整水政課→水道事業課
	生活基盤施設 耐震化等交付金	(都道府県) 地整水政課→水道事業課		(都道府県) 地整水政課→水道事業課
令和6年度予算	水道施設整備費補助	(都道府県、政令市) 地整水政課→水局総務課 (市町村等) 都道府県→地整水政課	(都道府県、政令市) 地整地域河川課→水道事業課 (市町村等) 都道府県→地整地域河川課→水道事業課	(都道府県、政令市) 地整水政課 (市町村等) 都道府県→地整水政課
	防災・安全交付金	(都道府県、政令市) 地整会計課→地整水政課→交付金室→水道事業課 (市町村等) 都道府県→地整会計課→地整水政課→交付金室→水道事業課 ※SCMSで申請	★整備計画 ※SCMSで申請 地整企画部→地整水政課→交付金室 ★執行予定調書等 (都道府県、政令市) 地整地域河川課→水道事業課 (市町村等) 都道府県→地整地域河川課→水道事業課	(都道府県、政令市) 地整会計課→地整水政課 (市町村等) 都道府県 ※SCMSで申請
	上下水道一体効率化・基盤 強化推進事業費補助	(都道府県、政令市) 地整水政課→水局総務課 (市町村等) 都道府県→地整水政課	(都道府県、政令市) 地整地域河川課→水道事業課 (市町村等) 都道府県→地整地域河川課→水道事業課	(都道府県、政令市) 地整水政課 (市町村等) 都道府県→地整水政課

1 令和6年度予算措置関係について

令和6年度予算事業について

▷防災・安全交付金（R6当初）

- ・ 防災・安全交付金は、「防災・安全」に関する地方公共団体が行う社会資本整備について、基幹的な事業や関連する社会資本整備、効果を促進する事業等を一体的に支援する経費として計上
- ・ 従前の生活基盤施設耐震化等交付金の大部分が防災・安全交付金に移行

▷水道施設整備費補助（R6当初）

- ・ 従前の簡易水道施設等整備費国庫補助
水道水源開発施設整備費補助金が水道施設整備費補助に移行

▷上下水道一体効率化・基盤強化推進事業（R6当初）

- ・ 従前の水道事業におけるIoT・新技術活用推進モデル事業
官民連携等基盤強化推進事業、生活基盤施設耐震化等効果促進事業が
上下水道一体効率化・基盤強化推進事業に移行
他、新規上下水道施設再編推進事業、上下水道施設耐震化事業、汚泥再利用推進事業

1 令和6年度予算措置関係について

令和6年度 国土交通省 交付金・補助金等の内定状況

▷要望・内定状況

【単位：千円】

区分		要望額	内定額	内定率
R6本要望	・ R6防災・安全交付金 ・ 上下水道一体効率化 基盤強化推進事業（個別補助） ・ R5生活基盤施設耐震化等交付金	2,791,189	2,429,355	86.983%
	・ 水道施設整備費（個別補助）	72,487	72,487	100%

※上下水道一体効率化・基盤強化推進事業（個別補助）

- ・ 上下水道DX推進事業（旧：水道事業におけるIoT・新技術活用推進モデル事業）
- ・ 官民連携等基盤強化推進事業

1 令和6年度予算措置関係について

令和6年度 国土交通省 交付金・補助金等予算措置状況

- ▷本要望額に対する各区分への予算措置状況
- ▷要望額については、国土交通省から送付された事業別国費内訳を基に基礎表から算出
- ▷生活基盤施設耐震化等交付金の内定率については、事業メニューにより主に80.1%~87.0%の範囲
- ▷県からは、国土交通省から送付された事業別国費内訳の計数を基に内定（配分調整はしていない）

【単位：千円】

区分		要望額	内定額	内定率
R6当初 (国土交通省)	防災・安全交付金：7件	608,484	529,386	87.00%
	水道施設整備費（個別補助）	—	—	—
	上下水道一体効率化・基盤強化推進事業（個別補助）：2件	313,789	304,545	97.05%
R5本繰 (厚生労働省)	生活基盤施設耐震化等交付金：29件	1,868,916	1,595,424	85.36%
	水道水源開発等施設整備費補助金：2件	72,487	72,487	100%

1 令和6年度予算措置関係について

令和6年度 国土交通省 交付金・補助金等予算措置状況

▷各区分への予算措置状況

全国・近畿（福井県含む）・兵庫県

【単位：億円】

区分		全国	近畿	兵庫県
R6当初 (国土交通省)	防災・安全交付金	186.4	21.7	5.29
	水道施設整備費（個別補助）	171.4	0.4	—
	上下水道一体効率化 基盤強化推進事業（個別補助）	30.0	9.9	3.04
R5本繰 (厚生労働省)	生活基盤施設耐震化等交付金	242.5	46.5	15.95
	水道水源開発等施設整備費補助金	—	7.2	0.72

1 令和6年度予算措置関係について

令和6年度当初予算の執行と今後について①（近畿地方整備局から）

▷ 令和6年度当初予算（国土交通省）

内定額は必ず満額執行を令和7年度移行の査定に影響

【単位：千円】

区分		要望額	内定額	内定率
R6当初 (国土交通省)	防災・安全交付金	608,484	529,386	87.00%
	水道施設整備費（個別補助）	—	—	—
	上下水道一体効率化・基盤強化推進事業（個別補助）	313,789	304,545	97.05%

▷ 令和7年度当初予算（国土交通省）

国土交通省へ移管したからといって、令和6年度当初予算を大きく上回ることはない

区分		全国
R6当初 (国土交通省)	防災・安全交付金	186.4
	水道施設整備費（個別補助）	171.4
	上下水道一体効率化基盤強化推進事業（個別補助）	30.0

1 令和6年度予算措置関係について

令和6年度当初予算の執行と今後について②（近畿地方整備局から）

▷ 令和6年度予算

移管後における水道整備・管理行政事務の役割分担 R6.3.21
赤字更新

	水道事務の役割分担	
	国土交通本省	地方整備局等
予算	・概算要求、予算案作成、配分、交付決定、会計検査対応等	・要求内容とりまとめ・精査、交付審査、 <u>完了検査等</u>
認可、立入検査	・事業認可 ・水道事業者等への立入検査・指導・監督	・事業認可等の提出窓口
計画の届出等	—	・水道基盤強化計画の報告受理・内容確認
	—	・給水開始前の届出受理・内容確認
	—	・業務委託の届出受理・内容確認
	—	・水道料金変更の届出受理・内容確認
	・ <u>下審査</u>	・経営力向上計画の受付、認定
	—	・ <u>省エネ法、温対法にもとづく報告受理</u>
事故・災害対応	・災害、水質事故対応等における調整 ・災害復旧に係る助言等	・被害情報収集、TEC-FORCE派遣、自治体支援等
業者等への指導	・給水装置工事主任技術者試験の実施、技術者の登録 ・指定試験機関の登録・指導	—
経済安全保障	・審査	—
その他全般	・企画立案、重要課題への対応	・水道事業者、都道府県との連絡調整 ・水道事業者とのコミュニケーションを通じた水道整備・管理行政に関する実態把握、意見交換、助言等

【近畿地方整備局の対応】

完了検査

令和6年度は実施しない予定

令和7年度から完了検査（令和6年度予算事業）を実施予定

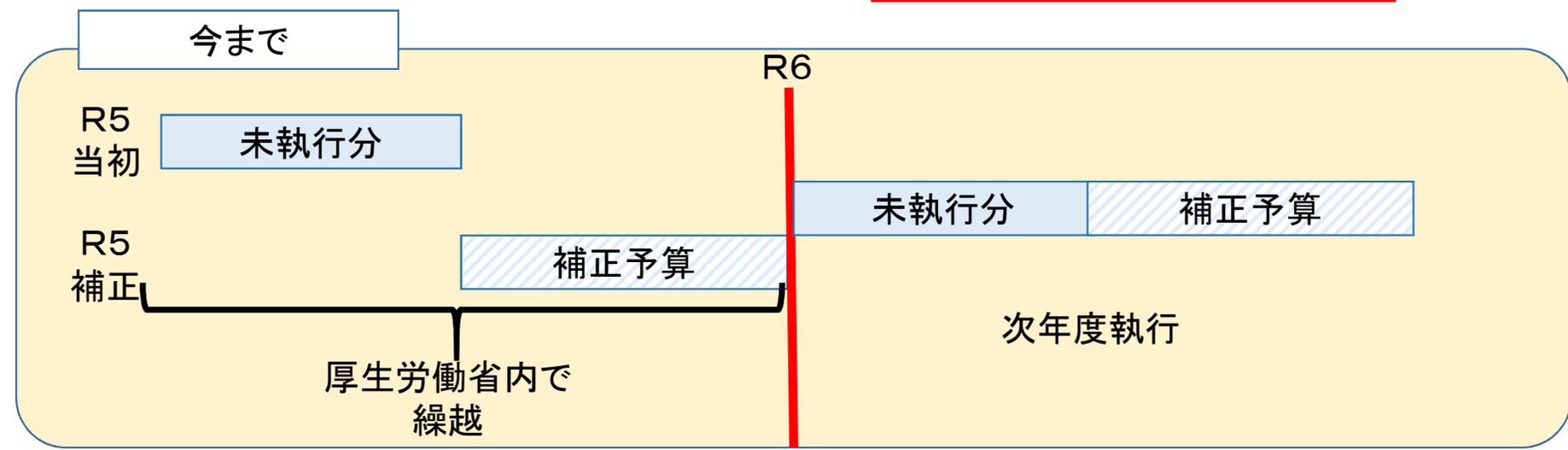
検査時期、検査方法は令和6年度内検討

1 令和6年度予算措置関係について

令和6年度・補正予算について（未確定）

▷ 令和6年度補正予算（国土交通省）

国土交通省では、厚生労働省にて実施していた本省繰越がありません。



令和6年度補正予算（国土交通省）については、**現状未確定**

本省繰越がないため、国の補正予算成立後、現年で市町で補正予算を確保し繰越（国費、市町予算）を行い、次年度において主に執行が想定されます

1 令和6年度予算措置関係について

生活基盤施設等耐震化交付金（R5本繰）

- ▷ 早着申請分として、内定額満額を県から国土交通省に交付申請
- ▷ 内定額満額内示しているため、減額が発生しない限り、増額の配分対応ができない状況
- ▷ 今後、例年どおり、12月に増減額希望調査を実施
- ▷ 令和5年補正予算：以下の事業、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」分として措置

水道水源開発等施設整備費：水道施設機能維持整備費

生活基盤施設耐震化等交付金：基幹水道構造物の耐震化事業、老朽管更新事業及び水道管路緊急改善事業

【単位：千円】

区分		要望額	内定額	内定率
R5本繰 (厚生労働省)	生活基盤施設耐震化等交付金	1,868,916	1,595,424	85.36%
	水道水源開発等施設整備費補助金	72,487	72,487	100%

2 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法について

2 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法について

国庫負担法対象後の主な変更点

▷補助率

- 基本率 1 / 2 → 2 / 3以上

※激甚災害により生じた災害復旧事業については、災害復旧事業費の大きさによりさらに嵩上げ

▷災害復旧事業の下限額

【 1 箇所工事費】

- 都道府県又は指定市に係るものあつては、120万円未満
- 市町村に係るものにあつて、60万円未満

※復旧費の額及び給水人口による限度額の基準は適用せず

現行

上水道・水道用水供給事業（①かつ②を超える）
県 ①720万円 ②給水人口×130円
市 ①190万円 ②給水人口×130円
町村①100万円 ②給水人口×130円



改正後

県・指定都市：120万円以上
市町村：60万円以上

2 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法について

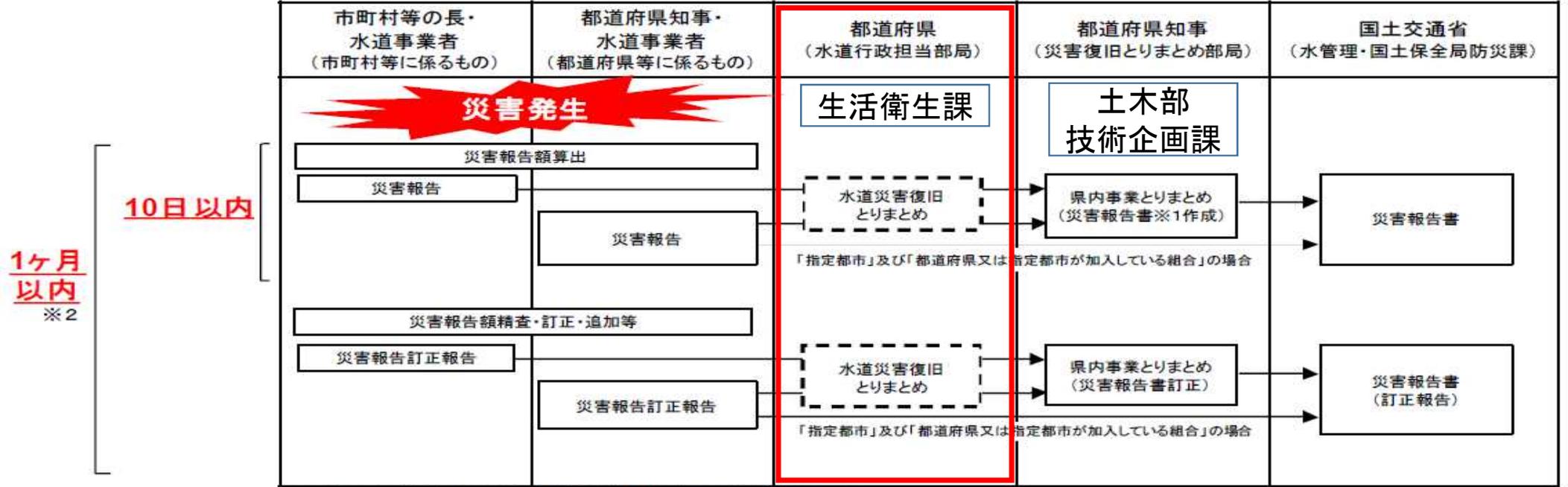
国庫負担法対象後の主な変更点

▷災害報告・被害報告

・他の公共土木施設とは別に水道施設の被害報告表、災害報告書は管轄する健康福祉事務所へ提出

※生活衛生課はとりまとめを行い県内の水道施設の被害報告表、災害報告書をとりまとめ土木部技術企画課へ提出

【災害報告事務フロー】



10日以内

1ヶ月以内 ※2

※1 運用上、災害報告表より簡易な報告様式(「被害報告表」)による報告を可としている。
 ※2 報告期限については、被災の状況により柔軟に対応

【R6.1.17国土交通省：水道災害復旧事業の概要（負担法移行後）の資料から抜粋】

2 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法について

国庫負担法対象後の主な変更点

▷被害報告書の留意事項
【兵庫県土木部事務取扱要領を読替】

災害が発生した場合、直ちに水道の被害状況等を取りまとめ「被害報告表」（別記様式1）、その内訳「被災箇所の状況調書」（別記様式1-3）を管轄する健康福祉事務所へ電子メール等にて報告

【別記様式1】

被害報告表										
都道府県名	県等コード	第報	報告者	令和	年	月	日	時	現在	
	28									
異常気象名	発生年月日		調査者	気象コード						
市町村名	基幹雨量最大	市・町	被災中心地	市・町						
連続雨量	mm	日	時～	日	時	日	時	日	時	
最大日雨量	mm	日	時～	日	時	日	時	日	時	
最大時間雨量	mm	日	時～	日	時	日	時	日	時	
最大平均風速	m/秒	日	時分～	日	時分	m/秒	日	時分	日	時分
その他										
工種	都道府県工事		市町村工事		計					
	箇所数	金額(千円)	箇所数	金額(千円)	箇所数	金額(千円)				
河川	0	0	0	0	0	0				
海岸防備	0	0	0	0	0	0				
海岸防備	0	0	0	0	0	0				
砂防設備	0	0	0	0	0	0				
地すべり防止	0	0	0	0	0	0				
急傾斜地崩壊防止	0	0	0	0	0	0				
道路	0	0	0	0	0	0				
橋梁	0	0	0	0	0	0				
港湾	0	0	0	0	0	0				
水	0	0	0	0	0	0				
下水道	0	0	0	0	0	0				
公園	0	0	0	0	0	0				
計	0	0	0	0	0	0				

【別記様式1-3】

被災箇所の状況調書(市町分)											
番号	河川路線名	位置		被災延長及び左右岸(m)	被災原因	被災状況(公共土木施設及び一般施設)	復旧額(概算)(千円)	※復旧(応急)工法(現在の状況)	※復旧の経過		※応急仮(本)工事費(千円)
		市町名	地名						着手	完了	
0	河川計						0				
0	港湾沿岸計						0				
0	水局海岸計						0				
0	砂防計						0				
0	地すべり防止設備計						0				
0	急傾斜地崩壊防止設備計						0				
0	道路計						0				
0	橋りょう計						0				
0	港湾計						0				
0	水道計						0				
1		●●市	●●町●●郷		土砂崩壊	土砂崩壊により配水設備破損。●●地区において、断水(停電)。	15,000	未復旧		未定	未定
1	下水道計						16,000				
0	公園計						0				

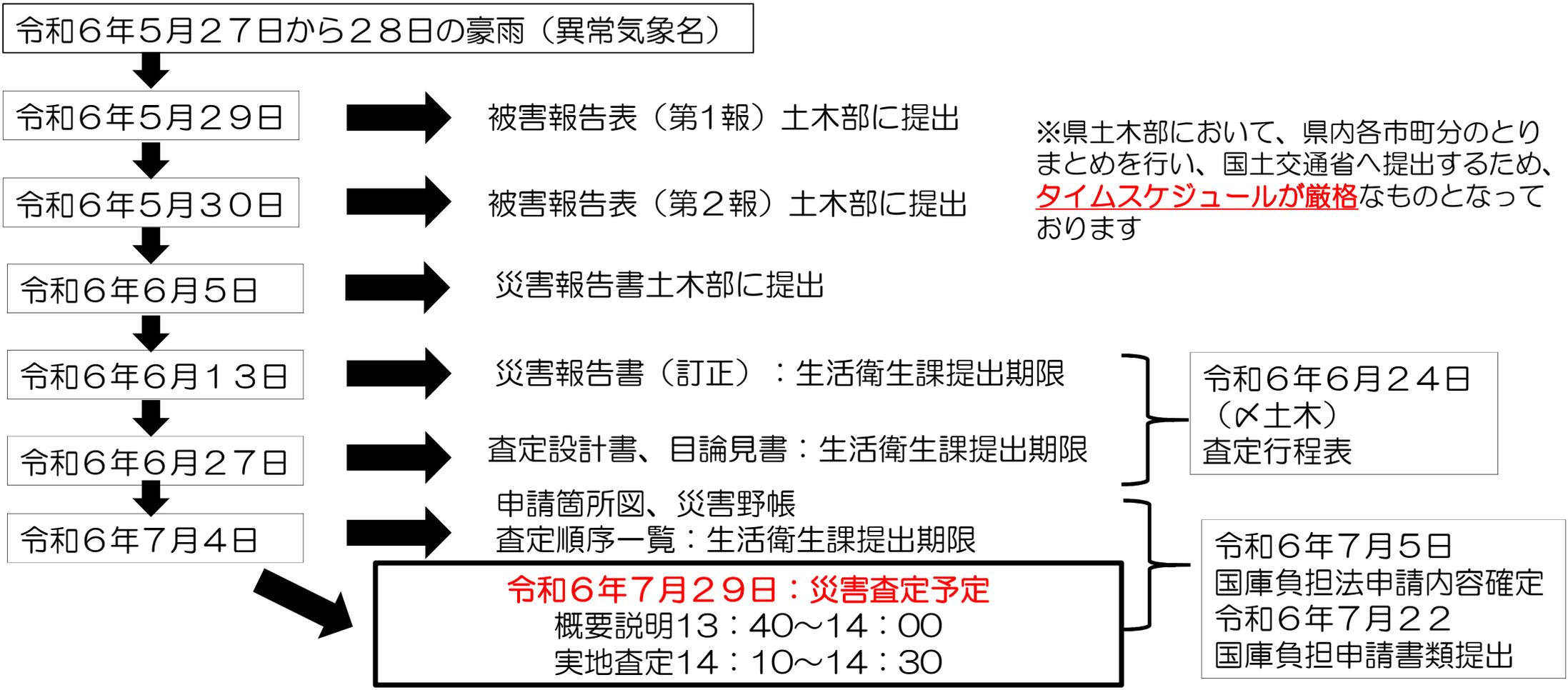
〔作成要領〕
 1 災害工種(河川、道路、橋梁等)毎に計をとること。(別記様式1と整合性を図ること)
 2 被災延長は、河川等で両側に被災がある場合は、左右別別に2段書きとする。道路の場合、被災区間を記す。
 3 復旧額には、応急費を含んだ額を記載する。(※応急仮(本)工事費に応急費用を再掲する。)
 4 応急本工事または応急復旧工事を実施した場合のみ、※復旧(応急)工法以降に記載する。(応急本工事実施の場合は、別記様式2も作成のこと。)

- ①被害が生じた場合は、自主的に作成のうえ健康福祉事務所へ提出
- ②調査率が100%となるまで第1報、第2報と継続して健康福祉事務所へ報告
- ③被害報告書の最終版は災害発生後7日以内に提出する「災害報告書」との整合をとる
- ④大規模災害等が発生し、所定の期間内に報告できない場合は、その旨を健康福祉事務所へ連絡。
- ⑤応急工事(応急仮工事、応急本工事)を実施した場合は、応急工事実施状況調書(別記様式2)を作成し提出

2 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法について

国庫負担法申請に向けた処理経過及び予定（現在調整中）

▷災害報告・被害報告・査定日程



2 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法について

国庫負担法申請する場合の要点

▷被害報告表

まずは第1報を災害翌日10時までに

「被害報告表」（別記様式1）、その内訳「被災箇所の状況調書」（別記様式1-3）を管轄する健康福祉事務所へ電子メール等にて報告

- 工事費は概算、被害状況は目安での報告で可
- 工事費、被害状況の追加や修正は第2報、第3報での報告で可
- 20日後の災害報告書（訂正）、被害報告表（訂正）が最終

▷災害報告書

「災害報告書」は、後日、国庫負担申請をする意思表示となるものになりますので、被害状況を現地で把握し、復旧工法・金額を精査したうえで、報告漏れ、過大・過少申告がないように報告

災害報告の 件数・金額 > 国庫負担申請の 件数・金額

- 報告漏れは、国庫負担法申請できないため、査定対象となりません

3 会計実地検査について

3 会計実地検査について

令和6年度4月の他県例

▷会計実地検査期間

- 令和6年4月8日～4月12日

▷会計実地検査対象事業

- 国土交通省水管理・国土保全局所管 令和2～5年度

▷会計実地検査当局

- 国土交通検査第3課 調査官6名